

(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年8月

十和田風力開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 閲覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、方法書と言う。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1)公告の日

令和3年6月18日（金）

(2)公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和3年6月18日（金）付けの日刊新聞紙（東奥日報・デーリー東北）に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

② インターネットによるお知らせ

以下のウェブサイトに掲載した。

[別紙2参照]

- ・日本風力開発株式会社ウェブサイト
- ・青森県公式ウェブサイト
- ・十和田市公式ウェブサイト

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 2 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・ 十和田市役所本館三階 政策財政課 (青森県十和田市)
- ・ 十和田市西コミュニティセンター (旧十和田湖町役場) (青森県十和田市)

② インターネットの利用

- ・ 日本風力開発株式会社ウェブサイトにて縦覧及び意見募集などの案内、方法書・要約書の内容を掲載した。

<https://www.jwd.co.jp/info/soubeokuse/>

- ・ 青森県公式ウェブサイトにて、縦覧、意見募集などの案内、日本風力開発株式会社ウェブサイトの URL を掲載頂いた。

https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/assess_soube_okuse_wind.html

- ・ 十和田市公式ウェブサイトにて、縦覧、意見募集などの案内、日本風力開発株式会社ウェブサイトの URL を掲載頂いた。

<https://www.city.towada.lg.jp/shisei/gyousei/machidukuri/kankyouhaibisho.html>

(4) 縦覧期間

令和 3 年 6 月 18 日 (金) から令和 3 年 7 月 19 日 (月) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 閲覧者数

縦覧期間中の閲覧者数は 9 名であった。

(内訳) 十和田市役所本館三階 政策財政課	8 名
十和田市西コミュニティセンター	1 名

(参考) インターネットによる閲覧	605 件
-------------------	-------

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催については、令和3年6月18日（金）付けで、日刊新聞紙（東奥日報・デーリー東北）に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和3年7月6日（火）13:30～15:10
- ・開催場所：十和田市西コミュニティセンター 3F ホール
（青森県十和田市大字奥瀬字中平70番地3）
- ・来場者数：43名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3、4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和3年6月18日（金）から令和3年8月2日（月）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は29通、意見総数は80件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表2のとおりである。

表2 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>今予定されている、惣辺風力発電事業の件ですが、私個人で懸念される事があります。</p> <p>1分水界の件ですが、奥入瀬川上流部に影響があるのでは！惣辺大地は火山灰堆積地 近年の雨の降り方が異常なので大地を掘り起こす作業はしないで欲しいです。</p>	<p>工事計画において、計画地の西側にあたる奥入瀬川上流部並びに惣部川への濁水到達を回避する計画とし、設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、ブルーシート等による保護を行う等、具体的な濁水対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り改変面積を小さくするよう計画を検討いたします。また、今後実施する水環境の予測評価結果を基に、上記の濁水対策を検討いたします。</p>
2	<p>2日本の大地は原子力のエネルギーを使わず発電事業は賛成致します。</p> <p>(仮称)惣辺奥入瀬風力発電事業に当たり、私達が昔から大切に守って行きたいものは壊さないで切にお願い申し上げます。</p> <p>A 歴史 壺山十和田山への古道関係 B 風景 惣辺牧野展望台からの広域に見渡る八甲田連峰全体・十和田湖外輪山(御鼻部山・十和田山系・戸来岳系)奥入瀬</p>	<p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遥拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遥拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p> <p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p> <p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p>

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>この風力発電の計画が、奥入瀬溪流から2キロしか離れていないところで計画されていることに驚きました。</p> <p>騒音等の影響評価で、2km以内にある施設として全てが住宅であるとされていましたが、奥入瀬溪流の石ヶ戸休憩所が入っておりません。多くの観光客で賑わう場所が検討項目として入っていないのはおかしいのではないのでしょうか。余裕をもって2kmの範囲で調査をするのであれば、石ヶ戸周辺も調査をするべきではないのでしょうか。</p>	<p>騒音の評価項目で予測評価の対象とするのは、居住実態がある住宅等、生活環境への場に対する影響となります。</p> <p>従って、石ヶ戸休憩所には住宅は無く一時的に観光客が集う場所です。調査地点として追加はしないこととします。</p> <p>なお、奥入瀬溪流内においては、付近の流水音による支配的な音源が存在するため、現状の騒音値自体が高く、地形による遮蔽も踏まえ、風車の稼働に伴う騒音の影響は、小さいものと想定しておりますが、当該地との離隔の確保や、工事関係車両は、奥入瀬溪流沿い道路を走行することが無いよう計画する等、奥入瀬溪流を訪れる観光客への影響を考慮した上で、可能な限り騒音の影響の回避低減に努めてまいります。</p>

4	<p>景観調査について項目にありませんでしたが、十和田湖の西湖畔側や葎荷峠展望台からの眺望阻害が気になります。他にも、湖上の遊覧船からも見えるのではないのでしょうか。たった2kmしかはなれていない奥入瀬溪流からも見えてしまうのではないのでしょうか。青撫バイパスは、トンネル完成後は、メイン道路となり利用が増えます。そこからも風車が見えるのではないのでしょうか。さらに、焼山のスキー場、宿泊施設からはすぐ間近に見えてしまうのではないかと心配です。奥入瀬や十和田湖にきた旅行者が多く宿泊する場所です。宿の窓から風車が見えていたらびっくりするのではないのでしょうか。</p> <p>日本を代表する傑出した景勝地として指定されているのが国立公園です。自然風景を楽しむに観光客が訪れる場所なのに、風車が景観を邪魔することがあってはならないと思います。少しでも見えるなら反対です。見えても小さくて気にならないとか、そういうレベルの話ではありません。人工物が目立たないよう配慮されて管理されているのですから、風車も同様、景観阻害となるのなら建てないでください。</p> <p>また、惣辺放牧場周辺で、有識者及び地元の研究グループの調査により、十和田神社への昔の参詣道の跡が見つかっています。歴史的発見であるこれらの史跡が、風車建設の工事のために失われてしまう可能性があります。また、惣辺放牧場の展望所付近には、鳥居があったことが文献に残されており、現在その展望所からの眺望は素晴らしく、十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山が一望できるスポットです。</p> <p>青森県知事からの意見に対する返答を拝見しましたが、十分な知見が得られていない同古道について、今後公的な機関が是認すれば、配慮する対象に含むとの事だったと思います。そういうことであれば、公的な機関が古道に関しての取り扱いについて公表するまで、計画を進めないでいただきたいと思えます。</p> <p>ぜひ、惣辺放牧場広場の展望台を主要な眺望点に含めていただき、そこからの眺望を阻害する位置には、風車を設置しないで頂きたいと切に願います。</p>	<p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>地元の観光関係者のご意見をもとに方法書の眺望点を追加しておりますが、今後さらに十和田湖周辺の散策における十和田湖を眺めるビュースポットに関するご意見があれば、追加検討いたします。</p> <p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p> <p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遥拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遥拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p>
---	--	--

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>1. 青森県のこの地域には多くの渡り鳥が飛来するため、春、秋に日にち、時間帯をずらして何度か行っていただきたい。特に野鳥の活動が活発となる夜明け前や日没後にきちんとデータを取ることが必要です。</p>	<p>渡り鳥調査は、日にちや時間帯をずらし複数回実施いたします。特に野鳥の活動が活発となる夜明け前や日没後のデータは収集できるよう留意いたします。</p>
6	<p>2. 「眺望点」の中に惣辺展望所が含まれていない。惣辺展望所は八甲田を見渡せる景観の優れた展望所です。この景観をいかに保全するのか示すべきです。</p>	<p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p>

7	3. 惣辺展望所のそばに昔の十和田古道の遙拝所あとが見つかっています。これをいかに保全するか示すべきです。	『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遙拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遙拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。
8	4. 環境影響評価書の方法書のファイルがコピーも印刷もできない。これでは十分内容を検討することができない。改めてもらいたい。	意見募集期間中については縦覧場所に縦覧物を設置したままとさせておりますので、その期間内にご意見を頂戴出来ればと思っております。また、図書の印刷に関しましては、著作権は弊社に帰属し、データの流出・不正使用を未然防止する観点より印刷不可にしておりますが、今後関係機関と協議してまいります。
9	5. 「景観に対する影響」についての大臣意見で最後に「地域住民等の意見を踏まえること」とあるが、事業者の見解には含まれていない。なぜか。	「景観に対する影響」についての大臣意見に「地域住民等の意見を踏まえること」については、方法書P298に「事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、地方公共団体等関係者の意見を踏まえるよう努めます。」と回答しており、地域住民様からの意見も地方公共団体等関係者に含めております。
10	6. 意見は郵送のみならず FAX、E-mail でも受け付けてもらいたい。	意見の提出方法については、一番確実と思われる郵送又は意見箱への投函とさせていただいておりますが、昨今ウェブサイトにおけるお問い合わせフォームでの送付も実施され始めておりますので、導入について今後検討してまいります。なお、FAXによる受付については読み取れない場合も有りますので現在は検討しておりません。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>事業計画概要について</p> <p>1. 風力開発には、反対します。</p> <p>1. 十和田湖奥入瀬溪流の景観が悪い</p> <p>1. 十和田市焼山には水力発電が五カ所あります。</p> <p>1. 奥入瀬溪流は歩行者のための空間</p>	<p>水力発電所と同じ再生可能エネルギーである風力発電についても、水力発電同様にご理解をお願いしたいと思っております。関係機関や地域の皆様と意見交換を行い、事業計画へ反映し、皆様にご理解をいただけるように考えております。</p> <p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基徴削減を含めて見直してまいります。</p>

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>地域住民に対し、今事業のような大規模事業であればこそ、丁寧な説明を行うのは企業としての責任ではないのか。7月6日の説明会では会場に入場できない住民もおり、質疑応答も時間が短く十分とはいえない内容であった。説明会の周知も十分とはいえず、これでは反対住民が増えるばかりではないのか。理解してもらい姿勢を見せるべきであり、社会貢献をどのように考えているのかを示すべきである。また、現代の計画では画像で見せ、動画などを作っている説明会も多い中、その準備もなく、解りづらい説明が終始行われていたと感じた。また、御社HPで説明会を動画で残し、それを見返せるような対応もしていないところは、甚だ残念な所であった。</p> <p>再度の説明をコロナ禍であることを理由に開催しないというのは、今後20年以上にわたり生活していく住民に対しては理由には当たらない。また7月6日の答弁は、表面的な回答であったため、炎上をする引き金になったのではないかと。説明不足であった箇所を共有する場所を要望する。</p> <p>反対住民を増やす説明会で残念であった。</p>	<p>コロナ禍での説明会であったため、会場や時間、周知についても関係機関と調整し、安全を最優先事項として取り組ませていただきました。</p> <p>準備書の説明会では、いただいたご意見を踏まえるとともに方法書にお示しした調査等を行い、詳細な回答をした上で地域の皆様にご理解いただけるような説明会にできるよう努めます。</p>
13	<p>フィット認定期間の20年は理解しているが、そもそもどこに売却するのか。すでに交渉を行っているのであれば、その結果を示して頂きたい。</p> <p>また変電設備が必要になるが、敷地内に作るのか。また今事業でその方向性も示す必要があるのではないかと。</p> <p>現在ヨーロッパで主流になりつつある電力の1つが、各家庭で再生可能エネルギーを作ることであり、大規模である必要はないという考えもある。私はそのような社会が理想的であり、自然との共生をはかりながら発電できると考えている。今事業は、地域負担が大きいにもかかわらず、地域への利益が少なく、メリットはほとんどないことから、開発地域の変更を要望する。</p>	<p>売電先については東北電力ネットワーク株式会社を予定しております。また、変電設備については対象事業実施区域内に設置する予定で有ります。</p> <p>地球温暖化が加速している中、本事業によりCO₂の排出を削減することで、自然環境への継続的な負担を軽減できるものと考えております。</p> <p>また、風力発電の導入による地域の活性化への取り組みも考えてまいります。</p>
14	<p>騒音について。ブレードの回転で発生するスイッチ音は、自然の音を楽しむ国立公園では不適切である。風車騒音による影響については、風車騒音のレベルとアノイアンスを感じる程度の間には統計的に有意であることが複数の論文で報告されていることから、奥入瀬溪流や十和田湖観光客だけでなく、福祉施設や教育施設や住民には、最大限に配慮するべきであると考えているが、それについての考えを聞かせて欲しい。</p>	<p>ご指摘のとおり、風車からの騒音に含まれる振幅変調音や純音成分がアノイアンス（わずらわしさ）を増加させる傾向が認められるものの、明らかな関連性を示すことは出来ないという環境省の見解も示されています。</p> <p>本事業において風車から国立公園までの隔離距離を鑑みると、風車からの騒音の影響は軽微であるものと考えております。</p> <p>しかしながら、福祉施設、教育施設及び住宅等には、配慮すべきであると認識しておりますので、今後、実施する騒音の現地調査結果及び予測評価結果を元に、風車の配置変更や基数削減を含めた、環境保全措置を検討してまいります。</p>

15	第4章の計画段階配慮事項について、計画の熟度が高まると判断するのは、どの行程のどの段階を示すのか、明らかにされていない。現段階の事しかわからず、言い換えると今後は如何様にも事業者側が裁量を有する、という意味だと捉えているとも考えられる。そのため、判断する段階を示すよう要望する。	熟度の高い計画と判断するのは、準備書段階と考えております。 今後実施する環境影響評価の調査・予測結果等に基づき、風車の具体的な配置計画を検討いたします。また、本事業の実施による影響の予測結果につきましては、環境影響評価の次の段階の準備書段階でお示しいたします。
16	第5章の大臣による意見で指摘されている、観光・環境への影響まで精査して計算するべきと考える。大規模事業であればこそ、その精度は高くないといけない。あらゆる可能性に配慮するべきである。	環境への影響については調査・予測評価を基に精査してまいります。進捗については適宜、関係機関に計画の内容や、景観への影響への配慮について情報提供し、ご意見をいただきながら計画を検討しております。
17	今事業の地域貢献としては、一時的な工事のみであり、その後の点検や稼働については地域貢献というものがない。社会的な貢献をどのように考え、何を行っていくのかを明らかにするべき。社会貢献がない事業は、現在の社会情勢や民意に考慮していないと考えられる。社会的な貢献は現代企業において、初歩的なものであるにもかかわらず、言及していないのはなぜか。	地球温暖化が加速している中、本事業によりCO ₂ の排出を削減することで、自然環境への継続的な負担を軽減できるものと考えております。 また、風力発電の導入によって地域への活性化への取り組みも考えてまいります。
18	絶滅危惧種であるクマタカの生息地域であるため、飛行の邪魔にならないようにすること、また全国で行われているように工事時期の考慮は行うべきである。飛行ルートや生息地域を考慮すると、この地域では広域での開発は難しいのではないかと。また渡り鳥の飛行ルートにもなっているという研究もあり、影響を計測する必要があり、またその結果を公表するべきだと考える。なぜなら、環境を破壊しない開発であるべきであり、その証明は開発事業者がするべきものだからである。	今後の調査におけるクマタカ等の猛禽類について、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省)に準拠した生息状況の調査を実施し、飛翔ルートや採餌地、営巣地等の把握に努めます。集積したデータを「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)に準拠し適切に解析及び影響評価を行い、クマタカへの影響が回避または低減できるように対策を検討いたします。またこれら解析結果、影響評価及び調査結果については、準備書段階でお示しいたします。
19	第4章の計画段階配慮事項の選定の箇所について、工事中の環境影響を対象としていないが、どの段階に行くと対象として検討をするのか、またそれを公表するのはいつになるのかが明確とされていない。都度公表という形を要望する。情報を共有することが、地域への配慮の第一歩ではないか。	第4章の記載事項は、昨年実施した計画段階配慮書にて記載した内容となります。本方法書段階においては、工事中の影響について予測評価の対象としており、第6章に内容を記載しております。

(意見書6)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	奥入瀬渓流を世界遺産にという、地元の活動を知っているのだろうか。これまで調査をしてきたという事だが、私たちは観光資源として自然と共に歩んでいるのではない。自然に生かされているのである。 ブレードを運ぶ、風力発電を建設する、という工事のための経済は一過性のものであるが、自然に癒され自然と共に暮らすことから得られる恩恵は、それよりも価値の高い、実質経済でみても恩恵は大きいという試算が出る。このような状況の中、どのような恩恵がこの開発によってもたらされるのか。風力発電のある景色もB級の観光になるという説明が	奥入瀬渓流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。 十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬渓流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。

	<p>あったが、つがるウインドファームや六ヶ所など、いろいろな場所にある景色が観光資源として成り立つという、浅はかな認識には呆れた説明であった。世界水準で認知されている奥入瀬溪流や十和田湖、八甲田山という歴史あるものと、世界中どこにでもある風景を混同するというのは、御社の傲慢さからの発言であったと思う。</p>	
21	<p>そこで、風切り音や振動音が聞こえても、風車が見えても十和田湖や奥入瀬溪流の価値を下げる開発は縮小すること、近くに福祉施設が3か所、学校が3か所、住宅地も近接しており、騒音には配慮するための開発縮小を。この2点について要望をする。</p>	<p>奥入瀬溪流内の騒音については、付近の流水音による支配的な音源が存在するため、現況の騒音値自体が高く、風車騒音による寄与は想定しておりません。</p> <p>また、十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>また、最寄りの居住地域を代表する地点として、環境騒音の調査予測地点を4地点設定しておりますので、今後の予測評価結果を元に、風車の稼働による騒音の影響を回避又は極力低減するよう、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p>

(意見書7)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>2021年5月改正地球温暖化対策推進法が可決成立しました。これにより今後さらなる気候変動対策として自然エネルギーの開発による電力の供給が進むと思われ今回の風力発電開発も然り。</p> <p>しかし地域の自然環境や鳥類などの野生生物に与える悪影響が考えられます。</p>	<p>発電所の設置に係る調査、予測及び評価の項目や手法については関係する省令やガイドラインなどに準拠し、適切に調査・予測・評価を行います。動植物の調査手法や調査結果については、有識者からの意見やアドバイスもいただきながら調査を実施いたします。その上で、自然環境や野生生物に与える影響が回避または低減できるように、計画及び対策について検討いたします。</p>
23	<p>最近のブレードは直径120～136m全高140～182mと巨大で広範囲に渡って周りの景観に視覚的影響を与えてしまいます。</p> <p>景観は公共資源です。人々が保養する空間、文化遺産です。十和田・八幡平国立公園は地域の重要な観光資源です。登山客は別として一般の観光客のために十和田湖外輪山4カ所の眺望点からのフォトモンタージュを作成し事前に景観への影響を予測し公開していただきたいと思ひます。モンタージュによる感じる圧迫感、天気による見え方の違い、展望台からの見え方等、地域住民、関係者を交えての説明会・討論会を希望する。</p>	<p>十和田湖外輪山に位置する、御鼻部山展望台、瞰湖台、発荷峠展望台や、また、外輪山である十和田山や十和利山につきまして、今後も詳細に調査を行い、十和田湖を眺める眺望景観に、風車が視認されないよう風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>これらの調査予測内容については、フォトモンタージュを作成するとともに、圧迫感を検討するために距離や風車の見えの大きさ(垂直視野角)を算出し、今後の図書や意見交換の場において公開・説明させていただきます。</p>

(意見書8)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>惣辺奥瀬風力発電事業計画について</p> <p>一青森県民として、地元を実家としている者として、本計画に反対します。</p> <p>国立公園を保有している市としても断固、反対すべきです。</p> <p>将来的には世界遺産にさえ登録も考えられる景観に、必要なものとは考えられません。</p> <p>どうしても進めるとなれば、住民投票等も考えていただきたい。</p>	<p>奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p> <p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません。公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p>

	<p>第一、誰の為の風力事業ですか？青森県十和田市は電力不足ですか？県が誇る国立公園の景観と引き換えにしなければならない程大事な事業なのか理解に苦しみます。断固反対です。</p>	
--	---	--

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>惣辺奥瀬風力発電事業について</p> <p>地元代表として、一住民として反対いたします。事業計画概要の資料を見せていただきましたが、とうてい受け入れる事の出来ない事ばかりです。この美しい自然美があるからこそ人は奥入瀬溪流に強くひかれ、遠くから足を運んでくれるのです。環境を配慮し観光資源から離れた牧場を選定したとありますが、近い所で、奥入瀬溪流から2K、風力発電機が見える範囲等もとうてい受け入れる事の出来ない範囲です。</p> <p>どれほどの長い間、この自然を大事に守ってきたか、そしてこれからも、100年200年とこの美しい自然奥入瀬溪流を後世の方々に残すのが私達住人の役目と思っております。巨大な人工物があちこちからチラチラ見えては、その価値と魅力は半減します。絶対、反対します。</p>	<p>方法書 (P377) 及び住民説明会配布資料に示しております可視領域図につきましては、最大規模で検討するために「風車の設置予定範囲」内の外周部に風車を配置する仮定とし、樹木をはじめとする遮蔽物を考慮せず、地形のみにより計算した結果であるため、実際よりも広い範囲が「視認される可能性がある」と表示されています。</p> <p>今後の手続きにおいては詳細に現地の状況を調査し、実際の周囲の樹木の状況も含めて風車の視認性を確認いたします。</p> <p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p>

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>惣辺奥瀬風力発電事業について</p> <p>近隣の地域住民の意見を考慮し、慎重に計画への判断をして頂きたいと思えます。</p>	<p>地域の皆様からの貴重なご意見を参考として、より良い事業になるように検討してまいります。</p>

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>①風力発電は必要ない ②自然の景観がこわれる ③生態系がこわれる</p>	<p>全世界がCO₂削減に向けて取り組んでおり、国も目指している再生可能エネルギーへの転換にも適合している事業でありますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>また、発電所の設置に係る調査、予測及び評価の項目や手法については関係する省令やガイドラインなどに準拠し、適切に調査・予測・評価を行います。動植物及び生態系に関する調査手法や調査結果については、有識者からの意見やアドバイスもいただきながら調査を実施いたします。その上で、生態系に与える影響が回避または低減できるように、計画及び対策について検討いたします。</p>

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	<p>景観が悪くなるので、反対します。 地域にある水力発電でまかなえるのではないか。 国立公園に必要か？</p>	<p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>水力発電所と同じ再生可能エネルギーである風力発電についても、水力発電同様にご理解をお願いしたいと思っております。関係機関や地域の皆様と意見交換を行い、事業計画へ反映し、皆様にご理解をいただけるように考えております。</p> <p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません、公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p>

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	<p>風力発電は自然環境に適した電力だと思いますが、あえて十和田湖の風景に考慮されていないと思います。別な場所を検討してほしい！</p>	<p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p>

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	<p>野鳥をモチーフとしたものづくりと、観察会のガイドなどを行っております。再生可能エネルギーに移行していくために、風力発電は賛成の立場です。</p> <p>しかし、計画地のような奥地を切り開き、数年単位での開発は反対です。特に以下を懸念しています。</p> <p>調査年の数日の調査だけでは、その期間に観察記録がなければ存在しないとなってしまう事、開発に伴う工事や車両の通行に関わるエリアが調査範囲に含まれていない事、既存のラインセンスのルート距離が短く限定的である事、発生する産業廃棄物・残土量を未定としている事。</p>	<p>工事や車両の通行に伴い発生する騒音・振動の影響を確認する地点としては対象事業実施区域外においても騒音調査地点沿道①②にて調査を行う予定です。</p> <p>ラインセンスのルートとしては方法書にお示した範囲となっておりますが、ラインセンスの他にも任意の踏査も実施いたします。</p> <p>産業廃棄物・残土量については今後の設計を行っていくことにより準備書においてお示しできるものと考えております。</p>

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>1. 十和田八幡平国立公園は 34 ある日本の国立公園の中から、たった 8 か所しか選ばれない、環境省の「国立公園満喫プロジェクト」の公園として選ばれた。これは東北地方の国立公園として唯一である。このプロジェクトは日本の国立公園を世界に誇る「ナショナルパーク」としてブランド化を目指すものであるが、十和田湖や奥入瀬、八甲田などから風車の見える風景で、「グランドキャニオン」や「イエローストーン」など世界の名だたる国立公園と肩を並べ、ブランドにすることは不可能。</p> <p>また、現在奥入瀬バイパスにはトンネルが掘られており、数年後には現在使われている奥入瀬溪流の道路(102号線)は自動車の規制が行われる。十和田</p>	<p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません、公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p> <p>奥入瀬バイパスからの眺望については、駐車帯等の眺望点となる場所がないため環境影響評価には含めておりませんが、環境影響評価とは別に確認いたします。</p>

	湖・奥入瀬溪流の観光客の多くがバイパスを通過して観光をすることになる。現状でも惣辺牧場はバイパスからよく見える。ほぼすべての観光客が通る国立公園内の道路から巨大な風車が見える光景は世界に誇れるナショナルパークではない。	
32	<p>2. 知事からの意見に対しての返答文において、「利用が少ないので建設可」という見解がたびたび見受けられるが、利用が少ないから破壊可能という論理は何か根拠となるものがあるのか？</p> <p>過去には、人口が少なく利用も少ない村に林道を作って木を伐採する計画（春秋林道）があったが中止された。そのことにより白神山地が世界遺産に登録され、青森県の観光に大きな利益を与えてくれた。</p> <p>惣辺に風力発電が建設されれば、青森県の観光にとって大きなマイナスの影響を与え、日本風力のイメージダウンは必至であり、他地域での風力事業にも支障が出るだろう。</p>	<p>本事業については、関係機関とも協議のうえ、既存林道の活用や既に開発された牧場への設置等、伐採等の面積が小さくなるよう、検討しております。</p> <p>十和田湖周辺を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p> <p>今後も関係機関、地域の皆様等のご意見をお聞きしながら検討してまいります。</p>
33	<p>3. 1980年代までは、奥入瀬溪流「雨が降っても絶対に濁らない川」と言われていた。しかし、近年は大雨が降ると濁る川になってしまっている。奥入瀬川の支流沿いに林道が通りその泥が流れてしまうためだ。風力発電の風車が建てられる際に道路の拡幅が行われ樹が切られれば、ますます濁りが強く出るだろう。</p> <p>また、奥入瀬溪流の焼山地区は奥入瀬と葛川の合流地点となっており、数年前には増水して溢れ、星野リゾート溪流ホテルが水浸しになっている。「青森県知事意見に対する事業者の解答」の中で濁水の影響を最小限にとの記述がみられるが、土や石などが惣辺川の流れの中に、これ以上微塵も増やしてはならない。</p>	<p>工事計画において、計画地の西側にあたる奥入瀬川上流部並びに惣部川への濁水到達を回避する計画とし、設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、ブルーシート等による保護を行う等、具体的な濁水対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り改変面積を小さくするよう計画を検討いたします。また、今後実施する水環境の予測評価結果を基に、上記の濁水対策を検討いたします。</p>
34	<p>4. 惣辺牧場には十和田神社に続く江戸時代以前からの参詣道が残っている。この参詣道沿いには古くからの遺跡が残っている可能性があり、発電設備の建設の際に破壊されないか心配だ。参詣道の調査は、数年前から始まったばかりであり。遺跡の中には普通の石に文字を掘ったもの（桂月亭裏の追分の石）や、参詣道から少し離れた場所に置かれた灯籠、さらには城館跡（土台のみ）、サンゴ打場（古銭が発見される）などがあり、まだ発見されていない遺跡が工事により消滅すれば、太古から続く十和田信仰の解明に大きく支障がでる。十和田湖奥入瀬観光の新しいコンテンツとして期待される「十和田信仰」を潰すことは反対である。</p>	<p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遥拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遥拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>配慮書の計画内容から一部変更がなされ、方法書では周辺の自然環境への影響に対して一定の配慮が見られておりますが、依然として地域の自然環境、地域住民、観光振興への影響が大きいことが懸念されます。当会として本計画における懸念事項を以下に述べさせていただきます。</p> <p>①各種保全地域への影響 (P3-2-46)</p> <p>・対象事業実施区域、ならびに風力発電機の設置予定範囲が「ふるさとの森と川と海保全地域」、「水源かん養保安林」、「崩壊土砂流出危険地域」に入っております。前回の経済産業大臣意見、青森県知事意見、住民意見等で指摘したにもかかわらず、いまだに対象事業実施区域に上記エリアが含まれており、地域住民の生活や安全に支障を来す可能性があります。前回の意見内容についてどのように貴社内でも検討されたか、また計画変更を行わなかった理由をご教示ください。法令遵守の観点より本事業の縮小やエリアの見直しがあつて然るべきと考えます。</p>	<p>方法書は事業実施区域を最大規模で検討した場合の調査地点や調査手法がどのようになるかをお示ししたものといたします。</p> <p>ご指摘の「ふるさとの森と川と海保全地域」、「水源涵養保安林」、「崩壊土砂流出危険地域」については、関係機関との協議を踏まえ、今後の事業計画の検討に適切に反映してまいります。</p>
36	<p>②住民の居住環境への影響（影、騒音、低周波数、土砂崩れ） (P3-2-14) (P6-2-5~P6-2-27)</p> <p>・風車の設置予定地が居住地や施設等に近く（最寄りで0.8km）、影や騒音、低周波数の影響が大きいと考えられます。環境省より風車に関する騒音や低周波音に対する指針が出されておりますが、定められた基準内であれば人体や家畜への影響が無いと断定するのは地域住民への配慮が欠落していると思われるので、今後予定されているアセス調査以外にも地域住民へのヒアリングや説明会の実施等を要望します。シャドーフリッカーや騒音、夜間の明るさなど、様々な点において地域の住民への影響は大きく、人の尊厳的な生活に支障が生じる恐れが予見されます。風力発電設備の設置は居住地域からは最低でも5km以上の距離を設けるなどの変更が必要かと思えます。</p>	<p>騒音及び風車の影等、生活環境への影響に関しましては、今後実施する環境影響評価の定量的な予測結果を基に、風車配置の再検討及び基数削減などを含む、各環境指針値を満たす離隔距離を確保する前提で計画する予定ですが、ご指摘のとおり、指針値を満たす予測結果になったとしても、稼働後の運転管理やメンテナンス、不測事態への対応など、適切な運営計画を策定するとともに、地域住民の皆様方へ、ご説明の場を設けることを検討いたします。</p> <p>なお、航空障害灯に関しましては、航空法で定められており、指定箇所へ設置する義務がありますが、遮光盤の採用等、施工時期における最新の保全策を採用してまいります。</p>
37	<p>また機材の運搬に伴う搬入ルート工事、ヤード建設等で大規模な森林破壊と土砂流出の影響が考えられます。特に県道114号については、道路拡張の為に広範囲で森林伐採を行わないとならず(40m越えの部品を運ぶのでカーブを曲がるにはかなりの伐採が必要)、斜面の土砂流出、盛土の問題など、下流住民への影響が問題となります。本計画では、南東からのルートの道路周辺はトラックの行き、帰りで分けていると思われるので、その分、更に大規模な森林伐採が行われ、周囲の環境や野生動物に影響が生じると予見しております。北東からの搬入ルートに関しても現状の道は整備不十分で乗用車1台通るのがやっとの広さであり、急斜面です。こちらも大規模な道路拡張工事が必要であり、大規模な森林伐採と盛土の処分が必要となります。道路の拡幅工事の内容、ならびに盛土の処分方法など、事前に計画の公表を求めます。</p>	<p>今後、調査を踏まえて事業計画へ反映していくことが前提となります。今後計画に当たっては、関連法規に遵守し、影響を回避できるような計画を準備書でお示しできるように進めてまいります。</p>

<p>38</p>	<p>③景観への影響 (P6-2-72)</p> <p>・最大180mの高さとなる大型風力発電機を43基も設置した際には、主要な眺望点からは風力発電機が視認され、十和田八幡平国立公園の原始性の高い景観が損なわれることが予想されます。特に八甲田連峰からの眺望、十和田湖面からの眺望、落葉期の奥入瀬溪流や八甲田周辺からは風力発電機の姿が常に視界に現れ、景観を売り込んでいる当地域の観光資源の価値を著しく低減させてしまいます。当地域の観光の中心である奥入瀬溪流では現在青撫山バイパスのトンネル工事を行っており、9年後には奥入瀬溪流のマイカー規制が実施され、周辺地域が一体となってエコツーリズムを推進する予定です。それに伴い、青森県では平成30年6月に「奥入瀬ビジョン」を策定し、地域の自然や観光資源の保全を第一に地域振興を進めている状況です。今回の風力発電開発事業は、地域が中長期的に目指している自然観光スタイルの発展を妨げる可能性を含んでいるため、計画の縮小ならびに設置エリアの変更を強く要望します。</p>	<p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>奥入瀬バイパスからの眺望については、駐車帯等の眺望点となる場所がないため環境影響評価には含めておりませんが、環境影響評価とは別に確認いたします。</p>
<p>39</p>	<p>④奥入瀬溪流への影響 (P2-2-4)</p> <p>方法書では奥瀬放牧場と惣辺放牧場を結ぶ為の林道を造成する予定ですが、この周囲一帯は奥入瀬川水系の支流のひとつであるソウベ川の源流エリアです。</p> <p>(P3-1-26)</p> <p>源流エリアは軽石流堆積物が主な地層となっている為、過去の惣辺放牧場の造成の際に行われた森林伐採によって周辺の地表や土砂の流出が顕著となっており、降水後はソウベ川に濁りが生じ易くなっていると思われまます。今回林道を新たに造成するにあたり、ソウベ川の源流部にある森林の大規模な伐採が行われるのは明白であり、周囲からの土砂流出が更に進むことが予想されます。</p> <p>(P3-1-97)</p> <p>を見る限り、ソウベ川の源流エリアは杉を中心とする常緑針葉樹林と幼齢林・伐採跡地が多いですが、現地では森林遷移が進んでおり、ブナを中心とする落葉広葉樹林の面積も広がっております。保水性や地盤の安定化も高まっている森林を伐採することにより、惣辺川への土砂流出は更に進み、奥入瀬溪流に濁りが生じ易くなることが予見されます。そのため奥入瀬溪流の河川環境を保全する上で本計画にある林道の建設に対して見直しを求めます。</p>	<p>工事計画において、計画地の西側にあたる奥入瀬川上流部並びに惣部川への濁水到達を回避する計画とし、設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、ブルーシート等による保護を行う等、具体的な濁水対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り改変面積を小さくするよう計画を検討いたします。また、今後実施する水環境の予測評価結果を基に、上記の濁水対策を検討いたします。</p>

40	<p>⑤奥入瀬渓流周辺の生態系への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クマタカの生息地に対する影響 <p>＝本種は国指定および県指定の保護対象種である。奥入瀬渓流では主にブナやカツラの大径木に営巣し、生態系上位種として当該地域のエコツアー資源として重要視されている対象である。</p> <p>地域情報として奥入瀬渓流域では4ペアの繁殖の可能性がある。いずれの個体も、採食環境は主に森林内および林縁環境である。</p> <p>クマタカの主要な餌動物は、奥入瀬渓流域での観察事例において、テン、ムササビ、リス、ノウサギ、アオダイショウ、中型鳥類（カケスやアオバトなど）が主であると思われる。このうち、ノウサギの捕獲、および石ヶ戸地区の営巣木への運搬が、当法人会員により観察されている。ノウサギの個体数は渓流域内では多くない。ノウサギの主な生息環境は牧草地と森林環境のきわである。クマタカはこのような環境で、待ち伏せ型のハンティングを行うことが多い。</p> <p>惣辺牧野ならびにそれに準ずる林縁環境が、奥入瀬渓流に生息する本種の狩場（ハンティングエリア）として利用されている可能性は十分に考えられる。</p> <p>渓流域で繁殖するクマタカが、渓流周辺の草地・林縁環境をどのように利用しているのか、その長期的な調査をなくして、当該施設の本種への影響を想定することはできない。風力発電施設における大型猛禽類の事故事例は既に多くの報告がなされている。</p> <p>当該施設の建設予定環境を、本種がどのように利用しているのか。その状況、頻度を把握するための十分な影響調査が必要である。</p>	<p>クマタカについては、ご意見の点に十分留意し「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省）に準拠して生息状況の調査を実施いたします。飛翔ルート、採餌地、営巣地など当該環境を、本種がどのように利用しているのかその状況の把握に努めます。集積したデータを「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）に準拠し適切に解析及び影響評価を行い、専門家からの意見もいただいた上で、クマタカへの影響が回避または低減できるように検討いたします。</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> ・移動中の渡り鳥への影響 <p>＝クマタカ以外の猛禽類で、奥入瀬渓流域で繁殖している猛禽類には、他にハチクマ、ノスリなどがある。また春秋の渡りの時季にはオオタカ、ハイタカの移動が確認されている。</p> <p>当該施設の建設予定地が、これらの鳥類また小型の季節性移動鳥類（ヒタキ類・ムシクイ類など）の移動にどのような影響を与えるかの十分な検証が必要である。</p>	<p>渡り鳥（猛禽類、水禽類、小鳥類等）については定点観察法や帯状区画法により飛翔ルート、飛翔高度、種名、個体数等を可能な限り記録し、そのデータを基に解析を行います。解析結果並びに専門家からの意見を踏まえて、適切に影響評価いたします。</p>
42	<ul style="list-style-type: none"> ・惣辺川の濁りにより、渓流内の河川環境の変化 <p>＝大量の土砂の河川への流出は、河床環境に生息する水生昆虫に大きな影響を与える。そのためそれらを採食対象としている冷水性サケ科魚類をはじめとする淡水魚相に少なからぬ影響を与えることが想定される。</p> <p>水生昆虫の減少は、水域の魚類のみならず、河川環境に依存するカジガエルなど両生類、カワガラスなど渓流性鳥類、水生昆虫の羽化個体を採食する溪畔林性のヒタキ類などへの影響が想定される。</p>	<p>工事計画において、計画地の西側にあたる奥入瀬川上流部並びに惣部川への濁水到達を回避する計画とし、設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、ブルーシート等による保護を行う等、具体的な濁水対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り変更面積を小さくするよう計画を検討いたします。また、今後実施する水環境の予測評価結果を基に、上記の濁水対策を検討いたします。</p> <p>魚類調査や水生昆虫等の底生動物調査を実施し、環境影響評価の基礎データとなる生息種の把握に努めます。ご意見の通り土砂の流出はその環境を利用する生息種への影響が予想されますので、生息種を把握した上で、土砂流出を防ぐための沈砂池を設ける等、沢筋等への濁水の流入を防止するための対策を検討いたします。</p>

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>惣辺牧場周辺に大規模な風力発電事業をすることに驚いています、静かでのどかな場所であるため、牛の放牧がされてなお野生動物や鳥類また植物もたくさん生息している場所で、工事による騒音や風力発電の稼働による騒音・低周波音・振動（通常可聴周波数範囲の騒音）は人間には影響ないと言っているが、いかがなものか、パードストライクによる傷害・クマタカ等の希少動物が生息している一帯であり、また渡り鳥のコースにもなっている、動物が多くいる当該地域への影響は計り知れないものがある。</p>	<p>環境影響評価では哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、底生動物及び植物の生息生育種を把握したうえで、工事や風車稼働による影響について予測及び評価し、影響を回避又は極力低減するよう事業計画や対策について検討いたします。</p> <p>牧場と風車の共存に関しては、全国に多々事例がございますが、青森県内の風力発電所において、家畜に対する影響についての報告事例はないと青森県より聴取しております。今後、専門家や施設管理者からもご意見を頂戴しながら、影響がないよう計画を検討してまいります。</p>
44	<p>風力発電建設による、道路の新設・付け替えまた本体の基礎工事による掘削により下流域に生活している人々の水源の源となっている当該地域の水質の汚濁等が心配される。</p>	<p>工事計画において、計画地の西側にあたる奥入瀬川上流部並びに惣部川への濁水到達を回避する計画とし、設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、ブルーシート等による保護を行う等、具体的な濁水対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り改変面積を小さくするよう計画を検討いたします。また、今後実施する水環境の予測評価結果を基に、上記の濁水対策を検討いたします。</p>
45	<p>一番重要なことは景観である、付近一帯は十和田八幡平国立公園であり、青森県にとっては最重要景勝地でもある、また設置予定付近は十和田神社への旧参詣道として五戸口道と七戸口道の十和田古道の合流地点になっている、惣辺牧場展望所付近には大鳥居が建っていて結界の役割があった神聖な領域であったことが示されていて、遥拝所としての役割もあり、歴史的に重要な場所でもある。</p> <p>今奥入瀬溪流・十和田湖・八甲田一帯を世界遺産への登録をする動きが進んで、昨年11月十和田湖奥入瀬溪流世界遺産登録推進研究会議に参画し関係機関・関係団体と連携展開を図っていくことしております、現在の景観を子孫に残し何百年・何千年と引き継いでいかねばなりません、そのためにも風力発電設備の建設には受け入れることができません。</p>	<p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません、公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p> <p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遥拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遥拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p> <p>奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p>
46	<p>近年風力発電設備のブレードが落ちるなどの事故が発生しており、また可動部分が多い事から火災の発生も報告されているので他の候補地に変更していただきたい。</p>	<p>弊社の関連会社には風車の保守・点検等のメンテナンスを行う会社もあり、風力発電機の点検の充実等により、安全に期していきたいと考えております。</p>

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	<p>○十和田湖奥入瀬溪流世界遺産登録運動に大きな障害となるので、事業計画地を他の候補地に変更して頂きたい</p> <p>●理由 十和田湖、奥入瀬溪流、鳶、八甲田山のこの風光明媚な大自然は世界の宝であります。 この大自然の魅力に触れるため、毎年全国から300万人の観光客が訪れています。私たちはこの大自然を保護保全して後世に引き継いでいくため、昨年の11月に十和田湖奥入瀬溪流世界遺産登録推進研究会議を設立いたしました。コロナ禍の状況を見ながら、本格的に世界遺産登録運動を関係行政機関、関係団体と連携し展開を図っていくことにしております。その矢先に先日の住民説明会で計画概要の説明を受け、地元住民、そして我々をはじめ関係団体もびっくりしております。 先日の資料を見れば、多方面から風力発電の巨大なプロペラが見えることになりまして。この惣辺を含め十和田湖奥入瀬八甲田のこの景観は貴重な国民の財産です。 この景観に風力発電の巨大なプロペラのある風景は大自然の風景を壊すことになりとても受け入れることはできません。 十和田湖奥入瀬溪流の世界遺産登録運動にも大きな障害となるので計画地を他の候補地に変更して頂きたい。</p>	<p>方法書（P377）及び住民説明会配布資料に示しております可視領域図につきましては、最大規模で検討するために「風車の設置予定範囲」内の外縁部に風車を配置する仮定とし、樹木をはじめとする遮蔽物を考慮せず、地形のみにより計算した結果であるため、実際よりも広い範囲が「視認される可能性がある」と表示されています。 今後の手続きにおいては詳細に現地の状況を調査し、実際の周囲の樹木の状況も含めて風車の視認性を確認いたします。 奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。 十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p>

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	<p>1 十和田湖奥入瀬の郷づくり及び十和田湖奥入瀬溪流世界遺産登録運動に大きな障害となるので事業計画地を変更して頂きたい</p> <p>2 理由 十和田湖、奥入瀬溪流、鳶、八甲田山のこの風光明媚な大自然は日本の宝であります。また青森県のシンボルでもあります。 この大自然の素晴らしさに触れるため、毎年全国から300万人の観光客が訪れています。私たちはこの大自然を保護保全して後世に引き継いでいくことが大きな使命であります。 私たちは、この宝を後世に引き継いでいくために、十数年前 NPO 法人十和田奥入瀬郷づくり大学を設立、この宝を保護保全するとともにこの宝を活用した郷づくりを推進しております。その活動の中心となっているのが十和田湖奥入瀬の世界遺産登録研究推進事業であります。 また昨年の11月には、十和田湖奥入瀬世界遺産登録推進研究会議の設立にも参画し、コロナの状況を見ながら、本格的に世界遺産登録運動を関係行政機関、関係団体と連携展開を図っていくことにしております。その矢先に先日の住民説明会で計画概要の説明を受け、地元住民、そして我々をはじめ関係団体もびっくりしております。 先日の資料を見れば、多方面から風力発電の巨大なプロペラが見えることになりまして。この惣辺を含</p>	<p>方法書（P377）及び住民説明会配布資料に示しております可視領域図につきましては、最大規模で検討するために「風車の設置予定範囲」内の外縁部に風車を配置する仮定とし、樹木をはじめとする遮蔽物を考慮せず、地形のみにより計算した結果であるため、実際よりも広い範囲が「視認される可能性がある」と表示されています。 今後の手続きにおいては詳細に現地の状況を調査し、実際の周囲の樹木の状況も含めて風車の視認性を確認いたします。 奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。 十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p>

<p>め十和田湖奥入瀬八甲田のこの景観は貴重な国民の財産です。この景観に風力発電の巨大なプロペラのある風景は大自然の風景を壊すことになりとても受け入れることはできません。何とか他の候補地に変更して頂きたい。</p> <p>十和田湖奥入瀬の世界遺産登録運動に大きな障害となるまた十和田湖奥入瀬の郷づくりにも大きな支障をきたすことになるので計画地を変更して頂きたい。</p>	
---	--

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	<p>惣辺奥瀬風力発電事業計画については自然及び歴史的・文化的景観の保全を守るため、他の候補地に変更していただきたい。</p> <p>十和田湖、奥入瀬、八甲田周辺は青森県のシンボルであり十和田湖は秋田・青森両県にまたがっている風光明媚な第一級の観光地である、その眺望地点の惣辺牧場付近に巨大な人工物の設置は大自然の景観を壊すことになり到底受け入れることはできません、湖畔の住民はほとんど観光業に携わって生活しており、お客様がこの自然豊かな観光地に来て風力発電の巨大なプロペラを見たら驚き二度と来ることはなくなり観光業への障害となります。</p> <p>また昨年の11月には十和田湖奥入瀬世界遺産登録推進研究会議の設立にも参画していますが、惣辺牧場周辺に風力発電が設置されるとそこからの眺望や周辺からの眺望も一変し大自然の風景を壊すことになり世界遺産登録に大きな支障をきたすことになります、よって計画地を変更していただきたい。</p>	<p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
50	<p>現在進められている（仮称）奥入瀬風力発電事業計画に対しての事業計画地を他の候補地に変更のお願い</p> <p>理由</p> <p>①実施想定区域は工事による土砂流出水質汚染が直接流入するため近年の様な短時間、豪雨は尚さらです。</p> <p>国内屈指の奥入瀬溪流の景観と自然環境に重大な影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>②奥入瀬溪流の自然環境と保全を図るため、将来奥入瀬溪流にも「自然にも深呼吸」を合言葉に平成25年青樫バイパスの工事費用を陳情に三村知事さんをはじめ国会議員、県会議員、各市、町、村の各長、商工関係者、市会議員さんなど陳情団18名が東京の国土交通省太田大臣にお願いに上京しました。そして太田大臣に現場を視察して頂く様に、再三お願いをして、ついに奥入瀬溪流を視察してもらいました。各関係者のご尽力もあり、やっと予算をいただく青樫バイパス着工して現在も工事続行中です。</p> <p>③十和田湖、奥入瀬溪流一帯を世界遺産への動きが地元で進み各関係団体と連携して組織が出来スタートしております。自然保護と自然景観を皆さんと一緒に次世代まで継承してゆきたいと願っております。</p> <p>④昭和11年に完成した国会議事堂中央塔の内側に将来残したい日本の風景を当時の政治家の方々が4枚の油絵で展示しております。</p> <p>①「富士山」②「京都嵐山」③「層雲峡」（北海道）④「十和田湖」その中に入っている日本人の心のふる里十和田湖は昭和11年に十和田湖国立公園に指定されております。先人の英雄等の熱き思いと志を十和田湖に住む私ども引き継ぎたいと強く思います。</p> <p>油絵の1階には伊藤博文、板垣退助、大隈重信さんの銅像もありました。</p> <p>十和田湖里山づくりの会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成6年に結成 ・会員 経営者、環境省職員、美化財団職員、婦人会、住民賛同者 ・十和田湖はA級の国立公園なので環境省の厳しい指導と許可を受けなければ活動できない土地です。 <p>①十和田湖の植生と復元回復事業 ②清掃活動、環境美化運動 ③ほたる観察会 ④観光客に自然保護に対する意識向上活動 ⑤早朝ガイド ⑥森林セラピーや十和田湖伝説の普及活動</p> <p>平成27年2月18日青森県知事賞受賞（青森市） 平成29年6月14日環境大臣賞受賞（東京都）</p>	<p>工事計画において、計画地の西側にあたる奥入瀬川上流部並びに惣部川への濁水到達を回避する計画とし、設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、ブルーシート等による保護を行う等、具体的な濁水対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り改変面積を小さくするよう計画を検討いたします。また、今後実施する水環境の予測評価結果を基に、上記の濁水対策を検討いたします。</p> <p>奥入瀬溪流各所からの眺望に関しては、風車が視認されないよう、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>また、奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p> <p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません。公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
51	<p>(仮称) 奥入瀬風力発電事業計画に対するの事業計画地を他の候補地に変更して頂きたい</p> <p>理由</p> <p>①奥入瀬渓流には 300 種類以上の苔が生息して 2013 年「日本の貴重な苔の森」に認定されました。奥入瀬渓流 2km の近くに大規模風力発電事業は自然景観や自然保護の観点から決して容認できません。</p> <p>②十和田湖は約 20 万年前十和田火山活動の噴火を繰り返し十和田湖になっております。縄文 1 万年の三内丸山遺跡を含めた北海道、北東北が世界遺産に 16 年もの歳月を経てやっと決定しました。十和田湖奥入瀬渓流八甲田一帯を世界遺産登録を目指して関係団体と連携を図り組織を立ち上げました。そのためにも風力発電設備の建設には支障があります。</p> <p>③奥入瀬渓流の自然を守るため平成 16 年より毎年 10 月一番紅葉で忙しい土日曜日をマイカー規制して排気ガスを減らす運動を地元の商店や食堂、レストラン、住民の反対を押し切り実行してこれまで大変な犠牲を強いられてきました。それで奥入瀬渓流に悪影響をおよぼす風力発電設備の建設はとてとても受け入れません。</p> <p>④十和田湖は国立公園で土地は国の土地です。土地代が高くホテル、旅館は広い土地を借りているので、1 年間に 2000 万円も土地代を支払うホテルもあり、苦しい経営状態でした。土地代値下げの陳情におかおさ 7 名が国会議事堂幹事長室に上京することになり、地域の借地人の署名を集め、青森県の国会議員 1 名、秋田の国会議員 1 名につきそれぞれ国会議事堂に参りました。秘書の方が折角なのでと国会議事堂の中を案内して下さいました。中央塔の壁面に後世に残したい日本の風景を 4 枚の油絵で飾ってました。①「富士山」②「京都嵐山」③「層雲峡」④「十和田湖」先人の英雄の方々が日本のふる里の風景として十和田湖を大切に思っていたにだけに涙が出ました。1 階のロビーには板垣退助、伊藤博文、大隈重信の銅像がありました。幹事長室で直接お話を聞いていただきました。報道人の多い事、ビックリしました。その後 1 年経過して 15% 値下げになりました。</p> <p>⑤奥入瀬渓流の自然環境と保全を図るため奥入瀬渓流をマイカー規制するため青樫バイパスの工事費を陳情に平成 25 年 2 月三村知事さんを先頭に県議員、市、町、村の各トップ商工会議所商工会、市会議員、陳情団 18 名、その中に県の観光課から依頼された私も参加しました。国土交通省は陳情者が多いので名刺を秤にかけて重力で陳情者の熱意を計ると聞いていたので皆さん一生懸命でした。帰ってから太田大臣宛に 2 回十和田湖の現地を視察していただく様をお願いの手紙をだしました。幸いに十和田湖に足を運んでいただき十和荘さんにて会議の時には三村知事さんはじめ陳情団の皆さんも参加で各皆</p>	<p>奥入瀬渓流各所からの眺望に関しては、風車が視認されないよう、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>また、奥入瀬渓流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p> <p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません。公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p>

	<p>さんも色々のご尽力され工事費獲得に繋がったと思います。</p> <p>⑥奥入瀬風力発電事業で十和田市に土地代は入るのでしようが、青樫バイパスのため三村知事さんはじめ市町村のトップ、国会議員、県会議員、市議員のご尽力を恩を仇で返すことにはなりませんか。</p>	
--	--	--

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	<p>1. 地方にはどこでも、そこに住む住民が心の支えとする大切な場所がある。説明会でも発言があったように、惣辺牧場周辺の景観は住民にとってかけがえのない場所であり、次世代に引き継ぐべき財産でもある。今回のような巨大開発事業はいつも決まって地方で行われるが、それは住民の心に最大限寄り添った計画でなければならない。法に触れないから、大多数の人から見えないから良いというものでもない。東京の企業が突然やってきて地域の大切な場所を奪い、そこで利益を享受するという行為が住民にどれほどの心的苦痛と喪失感を与えるのかを再認識して頂きたい。</p> <p>1年前の「計画段階環境配慮書」への意見書に対する誠意ある回答は見受けられず、事業規模には何ら変更のないまま計画が進められている。本意見書を含むその他すべての意見書に対する回答には、貴社が事業を行おうとする地域に対する礼節、企業としての理念と良心が問われている。「これから検討する」「影響を極力低減する」等の口上や主観的回答をもとにごり押しするのではなく、計画を踏みとどまった上で真摯に住民の声を聞く事、高齢者にも解りやすい説明をする事、そして現地の再精査と事業計画の具体的な見直しをあらためて強く求める。</p>	<p>配慮書へのご意見に対する回答へのご意見も真摯に受け止めさせていただきます。</p> <p>事業規模や影響の有無につきましては、方法書手続き後に行います現地調査と予測評価の結果をもとに検討してまいります。</p>
53	<p>2. 我々は昨年の「計画段階環境配慮書」に対し、国立公園を一望する惣辺牧場広場展望台からの景観保全を求める意見書を提出し、さらに他団体と共にその景観の素晴らしさを広める活動を行ってきた。報道でも数多く紹介され、その価値は既に周知の事実となっている。国立公園を一望する景観は青森県を代表する主要な眺望点として、また十和田古道においてはその信仰世界と先人たちの感動を理解する重要地点として、将来に残すべき十和田市、青森県の宝である事が明らかである。にもかかわらず今回の方法書においてその価値を認めず「主要な眺望点」から除外するのはなぜか？事業実施区域の中にあり、景観に最も甚大な影響を及ぼす場所だからあえて目を背けるのか？意見書に対する回答では「公的HPや観光パンフレット等の資料をもとに不特定多数の利用が見られない」ことを理由にしているが、そもそも景観の価値は単に利用者数によるものではない。さらに著名な山岳とは違い、観光パンフレット等で身近な展望台の利用者数が明記される事はほぼ無いはずで、その根拠は極めて希薄であり、拙速に「利用が見られない」と判断するのは不適切である。惣辺牧場広場展望台を「主要な眺望点」に加えた上でフォトモンタージュを作成し、次の計画書に進む前の段階で広く世論を諮ること。</p>	<p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、今後、眺望点として追加することを検討し、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p> <p>風車配置検討にあたっては、フォトモンタージュを作成し、準備書に進む前の段階で、関係機関のご意見を伺ってまいります。</p>

54	<p>3. 眺望景観に配慮を求める青森県知事意見に対し、貴社の回答では八甲田連峰について「事業地を視認できる可能性のある各山岳に関して調べたところ、いずれも登山技術や登山装備を要する山行であり、不特定多数の利用は難しいと考えられるため、主要な眺望点としては選定しておりません」とあるが、環境省の入山者数調査（赤外線センサーによる自動計測）によれば令和2年度の八甲田地区入山者はコロナ禍にもかかわらず46,000名を越え、そのうち事業地を視認出来る可能性が高い南八甲田、高田大岳、難岳の登山口に限定しても2,448名がカウントされている。そもそも、中学生以上を対象とした登山ツアーが毎年開催されているように、八甲田連峰は幅広い年代に広く親しまれた山であり、「登山技術と装備を要するため不特定多数の利用は難しい」とするのは偏った主観的判断によるもので事実と一致していない。惣辺牧場広場展望台と同様に、景観に大きな影響を及ぼす地点をあえて主要な眺望点に選定しない意図も感じられる。事業地を視認できる山岳を全て確認した上で主要な眺望点に選定し、景観保全をはかること。</p>	<p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません。公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p>
55	<p>4. 十和田古道の存在に言及した青森県知事意見に対し、貴社は「十和田古道、惣辺牧場広場展望台周辺の現地踏査を行ったところ、現時点では、一般の方によって十和田信仰に基づく眺望や自然との触れ合いの活動の場となっている可能性がある箇所は確認できませんでした」と回答しているが、「十和田信仰に基づく眺望」については専門家による現地調査と評価、古道フォーラムと現地見学ツアーの開催、新聞等の報道等により、惣辺牧場広場展望台の景観は信仰に基づく眺望であることが既に広く周知されている。また、惣辺牧場広場周辺には展望台3か所とキャンプ場があり、十和田市によって管理されている。昨年、展望台の看板が新調されたほか、キャンプ場内の伝言ノートには2021年の複数利用者によって、ここからの景観を称える記録が残されている。現地は十和田市が管理する「自然との触れ合いの活動の場」である事は明らかである。それに対し、この2点について「可能性」すら無いとなぜ言い切る事が出来るのか？貴社が行った現地踏査の詳細と、「可能性」まで否定する根拠を示して頂きたい。また、回答内にある「現時点」が古い過去の物ならば現在の利用状況を踏まえ速やかに修正すること。</p>	<p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。 惣辺牧場のキャンプ場につきましては、環境影響評価法を踏まえ、引き続き惣辺牧場キャンプ場並びに展望台についての調査並びに情報収集に努めるとともに検討してまいります。</p>
56	<p>5. 十和田古道の存在に言及した青森県知事意見に対し、貴社は「今後、地元活動団体や地元自治体での研究や調査の進展を引き続き情報収集し、十和田古道の保全範囲や価値に関する公的な見解がまとまった段階で、保全に関して十分に配慮し、事業計画に反映してまいります」と回答している。十和田古道は既に複数の専門家から「史跡」や「文化財」に指定されるべきとの評価を得ているが、その価値はまだ未知数である。今年度の調査でも次々と新しい発見がなされており、今後その価値や保全範囲が大きく飛躍する可能性を秘めている。現在、歴史文化観光は旅行業界で注目されるテーマであり、十和田古道は十和田観光の発展において重要な一翼を担う事が各方面から期待されている。「史跡」や</p>	<p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「選拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、選拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p>

<p>「文化財」の指定には時間がかかると思われるが、将来に向けたこの活動を頓挫させることのないよう、青森県知事に対して貴社が回答した通り、十和田古道の公的な見解がまとまったのちに保全範囲と価値を見極め、事業計画に反映する事。</p>	
--	--

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	<p>昨年、当会が投函した配慮書に対する意見である、歴史資源および国立公園及びそのバッファーズの自然景観の保護を引き続き申し伝えると同時に、当会及び青森県知事が示した意見の回答や環境影響評価方法書に対し、以下の意見と質問を別紙に記載いたします。</p> <p>意見に対する具体的な指針とその具体的根拠、質問に対する具体的回答を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貴社が眺望点選定の基準とする「不特定多数」の危うさについて 2. 惣辺放牧場の利用状況について <ol style="list-style-type: none"> ①「不特定多数の人の利用に向けたPR情報」の根拠としての弱さ ②不特定多数の利用の可能性 3. 十和田古道 4. 当該エリアの価値について <p>1. 貴社が眺望点選定の基準とする「不特定多数」の危うさについて</p> <p>昨年当会並びに県知事、他団体が申し伝えた意見への回答や、住民説明会時の資料の多くに配慮すべき環境を選定する事由に「不特定多数の利用」を根拠に述べていた。</p> <p>しかし、「不特定多数の利用」を環境配慮の基準に持ち込むことは非常に危ういものと下記の2つの視点から申し伝える。</p> <p><将来の財産の損失></p> <p>景観法第2条に述べる基本理念では</p> <p>「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。(第1項)」とあり、現在だけではなく将来の国民も明確に言及されている。また、様々な条件で現在多数が訪れていない場所でも、そこが良好な景観であれば将来的に多くが訪れ、その景観を享受する可能性がある。</p> <p>つまり、不特定多数の利用という根拠は、現時点の国民のみを見ている視点であり、将来性を無視したものである。その根拠にのみ頼ることで将来の財産として可能性を持つ場所が取り返しのつかない破壊を受ける可能性がある。</p> <p>たしかに将来性を取り入れた選定は難しいものでもあるが、我が国が誇る観光資源であり、国立公園にも指定されている十和田奥入瀬八甲田の隣接地区での計画である以上、慎重に行うべきで、少なくとも展望所の存在する箇所と住民からの意見が上がった場所での環境調査は必ず行うべきであり、その調査結果から住民や地方公共団体へ審議を諮るべきである。</p>	<p>経済産業省によって手法を取りまとめられている「発電所に係る環境影響評価の手引」においては、景観に関する調査すべき情報として、「調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所及び地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所のうち、発電所を望むことができる場所」との記載がございます。</p> <p>配慮書・方法書段階で、その記載にもとづいて調査地点を抽出しておりますが、配慮書や方法書に対して皆様からのご意見を募り、そのご意見をもとに調査地点の追加を検討してまいります。</p>

58	<p><不特定多数の利用＝景観の正しい利用ではない></p> <p>そもそも、貴社事業による景観環境への影響を与える可能性を持つ眺望地点は、多くが景観を楽しむだけでなく自然保護を必要とした場所である。そのため、不特定多数が訪れやすい環境を整備できない、または一般化させていない場所も当然存在する。それにより不便な場所であり、不特定多数が訪れない場所でも、登山道などがあり、技術と経験がある人間が享受できる景観。これを価値のない景観とすることができるのであろうか。</p> <p>「不特定多数の利用」は景観の価値を高める付加価値にこそなるが、その有無で景観の価値を失う基準にはならない。</p> <p>貴社は青森県知事意見に対し、不特定多数を根拠に八甲田連峰からの眺望点を取り除いたが、その見解を撤回すべきである。</p>	<p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません。公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p>
59	<p>2. 惣辺放牧場の利用状況について</p> <p>貴社が惣辺放牧場内の展望所を眺望点に選定しない理由として、「不特定多数の人の利用に向けたPR情報が確認できなかった」「必要に応じて現地調査等により利用状況を把握のうえ、惣辺放牧場内からの眺めに配慮した計画となるよう検討する」と回答し、その結果今回の計画書には一切反映されていないものである。この件について、2件の意見を申し伝える。</p> <p>意見①「不特定多数の人の利用に向けたPR情報」の根拠としての弱さ</p> <p>「不特定多数」を基準にする危うさは前述の通りだが、本回答における根拠にPR情報のみを根拠として述べていることに甚だ疑問を感じる。</p> <p>当該地区には十和田市営の展望所が三件とキャンプ場が存在し、最低限でも視察したなら誰でも不特定多数の利用を前提にした場所とわかるはずだ。さらに展望所は新たな看板の設置や修正、広場の草刈り等しっかりと管理も行われている。こうした不特定多数の利用を想定した公共の展望所に対し、景観の影響を調査せずに計画を進めることは、環境への配慮を行った計画とすることはできない。</p> <p>風力発電事業の実施による景観の変化をしっかりと公表し、その変化に対し十和田市や市民にしっかりと意見を確認することを強く要請する。</p>	<p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、今後、眺望点として追加することを検討し、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p> <p>風車配置検討にあたっては、フォトモンタージュを作成し、準備書に進む前の段階で、関係機関のご意見を伺ってまいります。</p>
60	<p>意見②不特定多数の利用の可能性</p> <p>不特定多数の利用についてはないとの仮説の上でPR情報の有無を、計画書の段階でも眺望点選定の基準としているものととらえているが、2021年7月に当会の会員が現地視察を行ったところ、同敷地内にあるキャンプ場の管理棟にて伝言ノートの存在を確認し、キャンプ場利用開始時期の6月1日から一か月の間に約10件の来訪者による記録が確認された。</p> <p>このノートは管理棟内をくまなく見学して見つけたものであり、こうした記録を見つけ記入する割合を鑑みると不特定多数の利用があると仮説を立てたところでなんら不自然はない。</p> <p>こうした事実から環境に配慮した計画を立てるのであれば、不特定多数の利用がある仮説が成り立つ</p>	<p>惣辺牧場のキャンプ場につきましては、環境影響評価法を踏まえ、引き続き惣辺牧場キャンプ場並びに展望台について調査並びに情報収集に努めるとともに検討してまいります。</p>

	<p>時点でその仮説を否定できる根拠を示すか、それを認める前提で眺望点に取り入れるべきである。</p> <p>よって、不特定多数の利用の前提や仮説を否定して眺望点から外すのであれば、コロナ前あるいはアフターコロナ時の通常の人口流動が見込める年に通過カウンターによる利用者数の年間調査を行い、証明する必要がある、それを示さない限り、主要な眺望点から外す根拠はないと言える。</p> <p>なお、PR情報が少ないことからキャンプ場の事前予約での利用は少ない可能性が高く、十和田市が保有するキャンプ場の利用客情報は来訪者数と一致しない可能性が高いことを注記しておく。</p>	
61	<p>3. 十和田古道</p> <p>十和田古道の保全すべき範囲やその価値について、「公的見解が固まっていない段階」としつつも、青森県知事からの意見に対し、「公的見解がまとまった段階で保全に関して十分に配慮し、事業計画に反映する」との回答があった。</p> <p>まさに当歴史資源は公的な史跡としての登録の準備を進めている段階にあり、公的見解が固まっていない状態こそあるが、当会が招いた複数の専門家からその価値は高く評価されていることから、今後大きく価値が認められる可能性が十分にある資源である。そのため、貴社の回答の通り、この資源に対して現段階ではなく、公的見解がまとまった段階での保全に関して配慮した事業計画を作る必要がある。</p> <p>ご回答いただいた通り、今後公的見解が定まる重要な歴史資源である十和田古道について、公的見解が定まってから事業を決定いただく計画を変えぬことを大いに期待する。</p>	<p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「選拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、選拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p>
62	<p>4. 当該エリアの価値について</p> <p>最後に十和田奥入瀬八甲田の価値を改めて申し伝え、この価値を踏まえた十分な配慮計画の再提出を求める。</p> <p><観光資源台帳></p> <p>公益財団法人日本交通公社が作成した観光資源台帳では日本の観光資源に対し、世界に誇示しうるものを特A級資源、準ずるものをA級資源と定めている。そこで山岳部門では特A級が5件、A級が32件しか選定されていない中、八甲田山はA級に、河川渓谷部門では日本で2件のみである特A級に奥入瀬溪流、湖沼部門では日本で唯一十和田湖が特A級に選定されており、日本全国でもトップクラスの観光資源として認められている場所である。そうした資源であるからこそ、通常よりも慎重な計画を求められていることを改めて理解すべきである。</p>	<p>地元の観光団体様とも意見交換し、十和田湖周辺の観光資源としての価値について知識と理解を深めながら、事業計画を検討してまいります。</p>
63	<p><住民にとっての価値></p> <p>このエリアは住民からも広く大切に考えられている場所であることも申し伝える。その具体的な動きとして我々十和田湖伝説の伝え方を考える会では歴史遺産の公的な史跡登録を目指した調査研究活動を行っており、その他の住民の動きとしても十和田湖奥入瀬溪流を世界遺産に登録するよう昨年秋に研究会も発足している。</p> <p>景観法第2条3項「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、</p>	<p>奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p> <p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>また今後、現地調査の実施及びフォトモンタージュ</p>

<p>地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。」の理念に則って十分な住民理解を得られるよう、計画による好影響も悪影響も明らかにした調査結果を示し、世論を諮るべきである。</p>	<p>ユを作成し、関係機関のご意見を伺ってまいります。</p>
--	---------------------------------

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	<p>現在進められている（仮称）惣辺奥瀬風力発電事業計画地を他の候補地に変更していただきたい。</p> <p>理由</p> <p>①青森県は平成10年「青森県文化観光立県」を宣言しており、念願であった「縄文遺跡」が世界遺産となる処までできました。今度は十和田湖・奥入瀬・八甲田一帯を世界遺産への登録を目指して各団体が連携を図り現在の景観を子供や孫の代と何百年も引き継いで行けるよう組織が結成されております。</p> <p>②青森県は、十和田湖・奥入瀬・ねぶた祭は外国観光客を呼べるA級の観光資源です、その奥入瀬溪流のわずか2kmの所に大規模な風力発電事業は景観や溪流に及ぼす影響は計り知れません。近年のような短時間での豪雨は奥入瀬溪流の原型を損ないかねません。</p> <p>③十和田古道「霊山十和田」へと続く聖地巡礼の道、元禄6年(1693)南部藩主の厳命により整備されており惣辺牧野展望台は五戸道・七戸道が合流する又遥拝所でもあります。八甲田山や十和田湖外輪山の崇高な精神景観は北東北の信仰の世界を物語重要な歴史文化遺産の場所であります。</p> <p>④十和田湖・奥入瀬の観光の柱は イ 自然が織りなす景観美 ロ 癒しの空間 ハ 1,000年に伝わる「霊山十和田」の聖地巡礼の道（古道）</p> <p>⑤青撫バイパスは奥入瀬溪流の自然環境と保全を目的に平成25年から陳情して予算をいただき現在も工事続行中です、将来奥入瀬溪流はマイカー規制するぐらい大切な日本の青森県の財産です。</p>	<p>奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に登録するようご尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画の検討を行っております。</p> <p>十和田湖周辺における十和田湖を眺める眺望景観や奥入瀬溪流からの眺望景観には、関係機関とも協議し、風車が視認されない計画としておりますが、さらに詳細に調査を行い、風車の配置や基数削減を含めて見直してまいります。</p> <p>工事計画において、計画地の西側にあたる奥入瀬川上流部並びに惣部川への濁水到達を回避する計画とし、設計ヤード面積に応じた沈砂池の設置により濁水の土壌浸透を促すことや、造成裸地には、ブルーシート等による保護を行う等、具体的な濁水対策を講じます。計画にあたっては、関係法規・指針を基に設計し、可能な限り改変面積を小さくするよう計画を検討いたします。また、今後実施する水環境の予測評価結果を基に、上記の濁水対策を検討いたします。</p> <p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遥拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遥拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
65	<p>別紙に述べる下記意見について、具体的な配慮計画の公表を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の進め方の見直し 2. 十和田古道の保護 3. 八甲田連峰からの眺望の調査 4. 北八甲田からの眺望の調査 5. 奥入瀬バイパスからの眺望の調査 6. 各意見書に対する回答並びに今後の調査結果等の公表方法について <p>1. 計画の進め方の見直し</p> <p>風力発電事業を計画している個所は環境保護と人々の憩いの場として活用される国立公園に隣接するエリアであり、地域住民及び観光業をはじめとした周辺事業者と丁寧な調整が必要な場所にあります。その上で住民への周知不足を強く感じ、説明会も本来は昨年の配慮書の段階で実施し、その時点から議論が行われるべきものではないでしょうか。</p> <p>本来の手順に進む前に下記の点を改善し、より広く深く周辺関係者との議論の場を設置することを強く求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住民説明会を今回実施会場に加え、関係の深い地区である焼山地区、休屋地区でも開催すること。 ②より広い市民や県民等にも周知するため、十和田市街地区、青森市内、あるいはリモートでの住民説明会を開催すること。 ③住民説明会や配慮書縦覧の告知は十和田市広報にも載せること（説明会等の情報は小さな新聞告知より広報の方がはるかに効果的です） ④告知時は基本的に計画エリアの地図を載せること ⑤住民・関係者からの意見聴取は調査後ではなく調査前に行うこと（住民意見を調査に反映させるスケジュールであること） 	<p>計画をまとめるにあたっては、現地の風況、電力系統の十分な調査と文献調査等による情報収集などの全体的な事前調査を行い、環境影響評価法に則り、進めてまいりました。</p> <p>準備書の説明会では、いただいたご意見を踏まえるとともに方法書にお示しした調査等を行い、詳細な回答をした上で地域の皆様のご理解いただけるような説明会にできるよう努めます。</p>
66	<p>2. 十和田古道の保護</p> <p>弘前大学名誉教授の齊藤利男先生をはじめに十和田古道を見学した研究者からは、高く評価を受けており、現在注目を集め始めている場所となります。</p> <p>また、この古道は十和田湖単体ではなく十和田市全域も利用した、長期滞在向けコンテンツとして開発も進めており、惣辺牧野からの景観は圧倒される景観、憩いの場としての整備状況（キャンプ場、トイレ、展望所の存在）から、ツアー中の重要なポイントとなっております。</p> <p>現在発見したこの遺跡は史跡として登録する準備段階にあり、著名な研究者からのこれまでの評価を踏まえると史跡登録の価値も十分に見込め、一大コンテンツとしての可能性を持つ場所となります。</p> <p>そのため、道路拡幅工事によって十和田古道が破壊されないようなルート調整及び事前調査、惣辺内の主要な展望個所から、八甲田、十和田湖外輪山の景観を阻害しない計画を強く求めます。</p>	<p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遥拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遥拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p> <p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p>

67	<p>3. 八甲田連峰からの眺望の調査</p> <p>青森県知事からの意見に対して、視認できる可能性のある山岳は「登山技術や登山装備を要する山行であり、不特定多数の利用は難しいと考えられるため、主要な眺望点としては選定しておりません」と回答されていましたが、それらの理由は下記3点の理由から眺望点から外せるものではありません。しっかりと眺望点として調査を行うことを強く求めます。</p> <p>①観光産業全体において</p> <p>技術を要し不特定多数が訪れない場所というのは、その技術を持つ方々にとっては自分にしか味わえない、技術が満たない方々にとってはいつか行ってみたい特別な場所になります。</p> <p>そうした人々は数こそ多くはありませんが、その人にとって特別な場所になるので、このエリアのファンになりやすく、一般の観光者と比べてリピート率も高くなります。</p> <p>ファンやリピーターは情報の発信力が高い傾向にあるため、彼らの存在がこのエリアを多くの人に知らせ、呼び込み、そのことで不特定多数を受け入れるエリアでの経済効果とそれによる触れ合いの場の維持が確立できるのです。つまり、訪れる人間の少ない場所もこのエリアの観光産業全体に必要なものです</p> <p>②ガイド産業において</p> <p>現在十和田ではガイド産業を通して、観光客により高価値な体験を行わせ、この地域の観光活性に生かす指針を持っています。ガイドの担う役割は、一般には知られていない知識を提供して楽しませることに加えて、より楽しませるあるいは安全な道を案内するというものがあります。</p> <p>不特定多数が訪れていないエリアは、ガイド商品としては「普通の人には知られていない貴重な場所」であり、技術や装備が必要なエリアは「我々の案内があればこそ行くことができる場所」になります。</p> <p>そうした限定的なスポットは高価値高価格なガイド商品を行うエリアとなり、そうした商品で稼げるガイドを創出することで、ガイドが定着し、その分だけ十和田奥入瀬八甲田での高価値な体験が創出できます。</p> <p>そうした視点から不特定多数が訪れない=産業に影響しないという図式は成り立たないのです。</p> <p>③八甲田は不特定多数が訪れる場所</p> <p>八甲田の山々は、そもそも不特定多数が訪れていないわけではありません。下記5点の状況から不特定多数が訪れていると仮説を立てるのが自然であり、不特定多数が訪れていないと判断するには数字的根拠が必要です。</p> <p>もし、根拠をお持ちでしたら、その数字的根拠をデータ採取時期、データの提供元を含め、しっかりと提示をお願いします。</p> <p>(1)八甲田は国立公園、日本の百名山等に指定される日本の代表的山の一つ</p> <p>(2)一般財団法人自然公園財団十和田支部が毎年櫛ヶ峰で自然観察会を実施している。</p> <p>(3)登山技術と言ってもクライミング技術など突</p>	<p>本事業では、「十和田八幡平国立公園」内に風車を建設いたしません。公園計画を尊重し、公園計画書に眺望目的の場所とされている地点からの眺望対象の眺めに配慮し、ご理解いただけるよう検討してまいります。</p>
----	---	--

	<p>出した技術が必要なわけではなく、国内だけでも登山人口は数百万人単位から考えると一定数以上の人間が利用できる山である</p> <p>(4)登山道も存在し、主要な登山道では刈り払い整備も行われている</p> <p>(5)近年のアウトドアブームでアフターコロナ時に多くの利用客が発生する可能性がある</p> <p>4. 北八甲田からの眺望の調査</p> <p>計画書の中で、事業予定地の 10.5km 範囲外として北八甲田が眺望点から外れていますが、惣辺牧野広場展望台から北八甲田の山々ははっきりと視認でき、その点から北八甲田からも間違いなく視認可能と考えられます（少なくとも巨大人工物が多数設置されればここではなく塊として視認できる可能性が高い）。</p> <p>北八甲田は前述同様の価値に加え、登山技術も最低限で登れる山岳が多く、不特定多数が訪れることもあり、景観保護に対し細心の注意が必要な個所です。設置した場合景観がどう変わるか、しっかりと調査の元、そのイメージを公開することを強く求めます。</p>	
68	<p>5. 奥入瀬バイパスからの眺望の調査</p> <p>惣辺牧野広場展望所からこの奥入瀬バイパスの位置は視認でき、建設する施設の大きさを踏まえるとその景観に間違いなく映り込みます。</p> <p>環境評価をする際に奥入瀬バイパス内数か所を眺望点として調査することが必要と考えられます。</p>	<p>奥入瀬バイパスからの眺望については、駐車帯等の眺望点となる場所がないため環境影響評価には含めておりませんが、環境影響評価とは別に確認いたします。</p>
69	<p>6. 各意見書に対する回答並びに今後の調査結果等の公表方法について</p> <p>前回の配慮書縦覧時点での意見書の数に対し、今回の住民説明会で反対並びに計画見直しの意見が大多数発出している状況から、計画書の縦覧方法及びその告知が不適切または不十分であることは明らかです。</p> <p>今後、今回の意見書への回答並びに今後の報告すべき書類（公開可能な書類すべて）の公表時は各作業を行うことを強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧開始時に広報とわだへの記事掲載を行うこと ・湖畔地区から影響地区までの各町内会の回覧を通じた連絡を行うこと ・データ開示時に十和田奥入瀬観光機構、十和田湖国立公園協会、十和田市商工会議所、十和田湖商工会への連絡を逐一行い、これらの団体を通じて地域の事業者への情報が渡る環境を作ること ・環境大臣、県知事など公的声明及びその他一般市民からの意見に対する回答もインターネット上にも章題を付けたうえで公開すること ・インターネット公開時には公開データを印刷可能にし、高齢な住民や関係者との共有を可能にすること。それが不可能なデータがある場合はその理由しっかりと明記し、可能なデータとは差別化を行って公開すること（印刷可能なデータは印刷可能に。） 	<p>本方法書に対する意見書への事業者の見解に関しては、環境影響評価法に従い、経済産業省、青森県及び関係自治体である十和田市へ提出いたします。また、青森県知事意見等の公的表明と意見に対する弊社の見解については、環境影響評価の次の手続き段階である準備書に掲載することになります。</p> <p>準備書手続きおける説明会等の内容の周知方法に関しましては、ご意見を参考に、関係機関と協議の上、検討いたします。</p> <p>また、図書の印刷に関しましては、著作権は弊社に帰属し、データの流出・不正使用を未然防止する観点より印刷不可にしておりますが、今後関係機関と協議してまいります。</p>

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
70	<p>惣辺牧場広場展望所に十和田市が整備・設置した案内板「惣辺牧野から見た山々」には、①大駒ヶ岳②三ツ岳③十和田山④御鼻部山、南八甲田の⑤櫛ヶ峰⑥乗鞍岳⑦赤倉岳、北八甲田の⑧硫黄岳⑨大岳⑩小岳⑪高田大岳⑫雛岳、そして⑬黒森、と日本百名山や東北百名山の山々と十和田湖の外輪山などを180°以上のパノラマで一望できることが明記されています。御鼻部山のふもとには奥入瀬溪流の断崖まで見つけられます。</p> <p>この展望所からの思わず手も合わせたくくなるような感動的眺望は、今後、今以上に求められていく自然的・環境的・歴史的・文化的・観光的な価値の観点からも、まずは現状の景観眺望状況を保持していかなければなりません。この眺望景観に白い風車が新たに加わることはあってはならないことです。この眺望景観が持つ価値が破滅し消滅してしまいます。</p>	<p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p>

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	<p>7月6日の住民説明会に出席させていただきました。</p> <p>私は十和田市に住み、故郷の自然環境に親しみながら生活してきました。</p> <p>惣辺牧場の風景は、私にとってかけがえの無いものであり、友人たちにも紹介しながら誇りにしてきました。その風景に巨大な人工物が林立することに違和感を覚え、反対意見を述べます。</p> <p>1. 惣辺牧場から眺める南北八甲田と十和田湖に落ち込むカルデラの山容は、国立公園「十和田八甲田」を一望できる唯一の場所です。「十和田八甲田」国立公園は、その区域だけを保存するだけでなく、そこを全体に鑑賞できる場があってさらに価値が増すこととなります。惣辺牧場は、多くの方には未知の場所ですが、将来にわたり、欠くことのできないスポットとして保全しなければなりません。</p> <p>2. 近年、弘前大学の齋藤利雄教授が「十和田神社への古道」研究を進め、惣辺牧場からの風景が、その核心的なスポットであることを解明しました。ここで古人が、大自然の美とエネルギーに触れて十和田神社への道を歩んでいったことは現代人にとっても意味あることではないでしょうか。</p> <p>言わば、惣辺の再発見がなされたわけで、今後ともこの地域を保存し、「古道」の研究と継承を図るべき時だと思えます。</p> <p>3. 今後のこととして、地域の方から発言のあった十和田・八甲田の世界遺産登録の運動、「古道」を守る研究などを合わせて地域開発を考えてほしいと思えます。できるならば、研究者や観光業者、行政を含めた公開討論会を開いてはどうでしょうか。</p> <p>4. 住民説明会では「地域開発」について多くの意見が出されました。過去において「開発」の名のもとに、地域破壊や住民分断などが行われたトラウマが強く存在します。貴社が、東北大震災を機に、被災地支援の一環としてこの事業を立ち上げたとのことには傾聴すべきものがあります。</p> <p>しかし、そうであればこそ、慎重に広く声を聞いて「開発」の当否を考えていただきたい。</p> <p>計画の進捗状況は、説明当日提出した参加者名簿を基に、逐次、公開、説明を重ねていただくことを要望します。</p>	<p>奥入瀬溪流及び十和田湖を世界遺産に尽力されている件につきましては弊社も把握しており、関係機関とも協議しながら事業計画を検討しております。</p> <p>惣辺牧場広場展望台からの眺望につきましては、風車の配置や基数削減を含めて見直すことにより、主要な眺めと風車が重ならないようにいたします。</p> <p>『十和田古道』に関しては、地元の団体が研究や保全について取り組んでいると聞いております。計画の推進にあたりましては、今後も関係団体と意見交換しながら、計画を検討してまいります。惣辺牧場内の「遥拝所跡」の位置については、地元の皆様にご教示いただき、遥拝所跡を改変することのないよう、風車の配置を検討いたします。</p> <p>地域の皆様の研究や保全の活動について、弊社としても協力し、随時情報交換をさせていただきたいと考えております。</p>

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
72	<p>1. 残土総量は？</p> <p>2. 盛り土の予定と場所は？</p> <p>3. 安全対策は？</p>	<p>残土量につきましては、詳細設計を実施したうえで準備書にてお示しいたします。なお、詳細設計にあたっては、切土と盛土のバランスを整えながら残土量の低減を図ります。</p> <p>風車建設工事全体として安全対策を行います。各種法令を遵守し適宜対策を施す予定となります。</p>

73	<p>風車配置（間隔）</p> <p>一方、複数台の風車を設置する場合、風車の配置は当該地域の卓越風向を考慮して決定する必要がある。風車の風下に形成される風況の乱れた領域はウェーク領域と呼ばれ、この領域に風車を設置した場合、エネルギー取得量は大きく減少する。ウェーク領域は風向と直角方向に3D（D:ローター直径）、風下方向に約10D程度であることが、実験や実測により確かめられている。したがって、複数台の風車設置を対象とするときとするときには、これらのウェーク領域に設置地点が入らないようにすべきである。具体的な配置例としては、卓越方向が顕著に出現する地域では10D×3D、顕著な卓越方向が出現しない地域では10D×10Dの風車間隔を目安とすればよい。</p> <p>惣辺奥瀬風力発電は卓越風向が顕著である</p> <p>風車の配置図も高低差もわからない ↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 間隔距離でしかわからないが 43基もの風車は、効率が悪い計画である。多めに見積もっても25基程度が上限ではないのか。費用対効果を考え見ない計画としか思えない。 2. 風車、送電線、鉄塔の配置図をお願いします。 	<p>風車の配置につきましては環境調査の結果なども踏まえ、決定していくことになるものと考えております。今後の現地調査結果を基に、詳細計画を検討し、準備書段階でお示しいたします。風車、送電線のルートにつきましては検討中であり、基本的には地中埋設を想定しておりますが一部河川横断等で鉄塔を建設することも考えられます。</p>
74	<p>出力制限</p> <p>電力会社は「風力発電はないものとして発電している」と言います。ドイツでは風力が発電しすぎたときは火力の出力を下げますが、日本では風力からの送電を切ります。北海道電力に聞くと「風力の増減に合わせて火力を調整すると逆に燃料が」と答えました。実際には風力によるCO₂の削減はほとんどない。電力は安定供給が必須。発電と消費を同量にしておかないと大停電を起こします。不安定な風力や太陽光に備えて、火力発電所は蒸気を捨てながら待機しています。風力では無理なのです。</p> <p>大間原発 発電出力138万3千kW稼働予定があるなか、空き容量不足の送電線に過剰の風力による発電は出力制限されるだけではないのか？</p> <p>年間における月間ごとの売電計画の提示をお願いします。</p>	<p>連系については、東北電力ネットワーク株式会社と協議の上決定していきます。</p> <p>今後検討を進めていくにあたり、参考にさせていただきます。</p>
75	<p>送電線</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄塔と送電線の計画は？ 2. 七戸十和田風力発電と送電線が連系されるのでは？ 	<p>発電所で発生した電力については東北電力ネットワーク株式会社の送電線につなげることとなりますが、架空や地中送電線により連系地点まで工事を計画しております。</p> <p>七戸十和田風力発電は別の場所で送電線に連系されると理解しております。</p>
76	<p>水源</p> <p>地下水や河川に混濁や異常が生じた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査、対応はどうされますか？ 2. 速やかな対応とは、どのような対応をお考えでしょうか？ 	<p>地下水や河川に影響がないように設計及び対策を検討いたします。</p> <p>また工事中は、大雨が予想される場合には現地パトロールの実施等により濁水を未然に防止するように努めます。</p>

77	<p>伐採量 発電基と工事車道等、どれほどの自然破壊があるのでしょうか？</p> <p>1. 森林伐採面積と本数、広葉針葉樹に分類しお答えください。</p>	<p>詳細設計についてはこれから行いますので、準備書段階で森林の伐採面積等をお示しいたします。</p>
78	<p>撤去等、計画頓挫後について 20年計画途中、計画が頓挫した場合</p> <p>1. 引継ぎ企業が皆無の場合 風力発電機の始末はどうされますか？ また、</p> <p>2. 伐採された森は復元されるのでしょうか？ 現状回復を前提とされますか？</p>	<p>事業化にあたっては、プロジェクトファイナンスによる融資を受けることを予定しており、融資金融機関が建設から撤去までの事業期間を通した事業計画について厳格な審査を行った上で融資が実行され、事業が実現します。</p> <p>なお、撤去費は売電収益から積み立てることを計画しており、その撤去計画を含む事業計画に対して審査がなされます。</p> <p>万が一、事業が頓挫した場合は、融資金融機関が自らまたは後継事業者によって事業を継続し、最終的には設備を撤去いたします。</p> <p>自然エネルギーの電源確保やそれに由来する電力の使用が積極的に評価される社会的環境になっておりますので、後継事業者が見つからないという事態は想定されないかと考えております。</p> <p>伐採された森については、工事用地等で利用しない場所を緑化する方針です。</p>
79	<p>低周波 低周波音が健康被害を起こすと、元札幌大学講師・山田大邦氏が論文発表しています。</p> <p>①1,650kW、約2キロの人たちに症状が出て、離れると治った</p> <p>②近くの工場で健康被害によって退職した人が、退職後症状が消えた</p> <p>③1.5キロの3基の夜間停止、2基の回転数4割削減で睡眠障害が7割減った</p> <p>④耐えられず引越した人もいた</p> <p>睡眠障害は万病の元です。 睡眠障害は起こすが健康障害は起こさないと言うバカな理屈はありません。</p> <p>また、屋外よりも屋内の方が低周波が大きく測定されたとのオーストラリアでの報告もあります。</p> <p>以上、ご見解をお願いいたします。</p>	<p>低周波音の人体への影響に関しては、ご指摘にあるとおり、住居との位置関係や、風車の騒音パワーレベルの条件などにより変わってまいります。</p> <p>それらの条件を基に、各周波数帯において人体に影響を及ぼす最小レベルの閾値との比較を行ったうえで、適切な風車配置の検討や、基数削減を含めた環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>仮に、稼働後ご指摘のような健康被害が発生した場合には、原因調査に努めてまいります。</p> <p>また、低周波に関しましては、ご指摘のとおり通常の騒音より建屋等の構造物による減衰（回折）効果が小さいとされておりますが、海外での報告事例と本事業では、気象・地形の条件が異なるため、一概に比較はできないと考えております。</p> <p>なお、低周波音の発生は日常生活の中でも発生しており、車の走行音や奥入瀬渓流などの渓流での滝の音などにも含まれております。</p>
80	<p>猛禽類、鳥類、コウモリ</p> <p>■鳥の減少 風車から離れても顕著</p> <p>鳥類への影響ですが、工事で破壊されている場所は当然いなくなります</p> <p>私は離れた場所を調査しました。夜行性鳥類は3キロ以内では全く見られなくなりました。特に越冬期、中型機から1.5キロ地点で種類は6分の1、個体数は12分の1。</p> <p>大型機では同10分の1、同38分の1に激減しました。木の実があっても鳥はいません。繁殖期500メートル以内はゼロ、1キロ以内でも3分の1でした。</p> <p>中型機から20メートル以内の生息密度は4～20%に減少、大型機は500メートル以内でゼロになった所が増え、生息密度は2%以下に減りました。大型機の影響が大きいと言えます。</p> <p>考えられる激減の理由は、</p> <p>①大型機は騒音・低周波音がより大きく、より低い音になる</p>	<p>建設前において、適切に現地調査を実施し、どういった種が、どういった環境で生息しているのかを把握いたします。その結果や既往文献、有識者からのヒアリングを踏まえ、影響が低減できるような事業計画を検討してまいります。</p> <p>風車を設置する事業であり、上記のように段階を踏みながら、影響が極力低減できるような事業計画を検討してまいりたいと考えております。</p>

<p>②それが不規則に変化する ③ブレードの影によるストロボ効果 ④バードストライク ⑤周辺の山の減少 ⑥牧草を植えたことによるシカの激増 ⑦沢すじが土砂で埋まりエサになる水生生物の減少です。</p> <p>鳥は都市部でも多い種類だったのですが、風車は鳥類や人に有害な影響を出しています。</p> <p>以上、いかに対応されますか？</p>	
---	--

※意見の概要の内、一部の図表などについては割愛しております。

日刊新聞に掲載した公告

・東奥日報、デーリー東北

(令和3年6月18日：縦覧の場所・時間、住民説明会の開催日時及び場所、意見書の提出)

環境影響評価方法書の公表について(公告)

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)惣辺奥瀬風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧し、住民説明会を開催いたします。

- 一、事業者の名称 十和田風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 松本 智
- 二、対象事業の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目一番六号
(仮称)惣辺奥瀬風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 最大出力 約十八万キロワット
- 三、対象事業実施区域 青森県十和田市
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 青森県十和田市

五、方法書の縦覧
縦覧場所 十和田市役所本館三階 政策財政課、十和田市西コミュニティセンター(旧十和田湖町役場)一階ロビー
縦覧期間 令和三年六月十八日(金)から令和三年七月十九日(月)まで
縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる
電子縦覧 <https://www.jwd.co.jp/info/soubeokuse/>

六、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
十和田市西コミュニティセンター(青森県十和田市大字奥瀬字中平70番地3) 七月六日(火) 十三時三十分から
※ソーシャルメディアスタンスを確保するため、参加人数の制限をかける場合がございます。※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、安全面を考慮して中止となる可能性があります。ご来場前に電子縦覧URLをご確認ください。

※住民説明会参加の際は、マスク着用その他、受付において手指の消毒・体温チェック・名簿への住所・氏名・連絡先の記入にご協力をお願いします。

七、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、令和三年八月二日(月)までに縦覧場所に設置してある意見書箱に投函くださるか、左記の問い合わせ先へご郵送下さい(当日消印有効)。

八、問い合わせ先 十和田風力開発株式会社
(日本風力開発株式会社 東北本社) 〒039-1311
青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字家ノ前一番地六十 SOWAビル 電話：〇一七五七一一六一七(担当：小澤、牧山)

日本風力開発株式会社ウェブサイト掲載内容 (令和3年6月18日掲載)



2021.06.18

「(仮称) 忍辺奥湖風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

2021年6月18日
十和田風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、「(仮称) 忍辺奥湖風力発電事業 環境影響評価方法書(以下「方法書」という)並びに同意書等の要約書(以下「要約書」という)を作成しましたので、関係第7条の規定に基づきお知らせします。

縦覧について

縦覧期間 令和3年6月18日(金)から令和3年7月19日(月)
縦覧時間(土日・祝日を除く)

縦覧場所 十和田市役所本館 3階 政策財政課
〒020-8502 十和田市本町1-1-1

住民説明会について

開催場所 十和田市生涯コミュニティセンター
(青森県十和田市大字奥湖町10番地3)

開催日時 令和3年7月6日(火) 11:30から

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、予定を変更して中止となる場合があります。この場時には社ホームページをご確認ください。

※体調不良(発熱、咳等の風邪症状)の場合は参加をご遠慮ください。
※ソーシャルディスタンスを確保するため、参加席の定数を通常の半数としております。定員に達した場合、受付を終了させていただきます。
※住民説明会参加の申込、マスク着用その他、会場において手洗いの実施、体温チェック、在場への記入(住所・氏名・連絡先(電話番号))にご協力をお願いします。ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。

意見書の提出について

意見書提出先 縦覧場所:設置の意見書欄へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください。

意見書提出期間 令和3年6月18日(金)から令和3年8月2日(月)

意見書形式 [「意見書作成ガイド」ダウンロード](#)

方法書の内容

- [方法書目次](#)
- 第1章 開発事業の概要(事業の概要、環境影響評価の概要)
- 第2章 自然環境影響評価の実施計画
- 第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

- ※ 11 風力発電
- ※ 12 再生可能エネルギー
- ※ 13 太陽光発電
- ※ 14 風力発電の技術開発
- ※ 15 再生可能エネルギーの普及促進
- ※ 16 再生可能エネルギーの環境負荷低減
- ※ 17 再生可能エネルギーの安定供給
- ※ 18 再生可能エネルギーの国際展開
- ※ 19 再生可能エネルギーの社会貢献
- ※ 20 再生可能エネルギーの政策支援
- ※ 21 再生可能エネルギーの投資
- ※ 22 再生可能エネルギーの金融
- ※ 23 再生可能エネルギーの人材育成
- ※ 24 再生可能エネルギーの広報
- ※ 25 再生可能エネルギーのその他

お問い合わせ先

十和田風力開発株式会社

住所	〒990-0001 青森県十和田市十和田中央
住所	〒990-0001 青森県十和田市十和田中央
電話	0172-21-0001
営業時間	9:00～17:00

- ※ 11 風力発電
- ※ 12 再生可能エネルギー
- ※ 13 太陽光発電
- ※ 14 風力発電の技術開発
- ※ 15 再生可能エネルギーの普及促進
- ※ 16 再生可能エネルギーの環境負荷低減
- ※ 17 再生可能エネルギーの安定供給
- ※ 18 再生可能エネルギーの国際展開
- ※ 19 再生可能エネルギーの社会貢献
- ※ 20 再生可能エネルギーの政策支援
- ※ 21 再生可能エネルギーの投資
- ※ 22 再生可能エネルギーの金融
- ※ 23 再生可能エネルギーの人材育成
- ※ 24 再生可能エネルギーの広報
- ※ 25 再生可能エネルギーのその他



青森県ホームページ掲載内容

青森県

[ホーム](#)
[検索](#)
[お問い合わせ](#)

ホーム > 生活・環境 > 環境・エコ > (仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業（環境影響評価手続状況）

(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業（環境影響評価手続状況）

[お問い合わせ](#)

事業名	(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業
事業者	十和田風力発電株式会社 (株) S 21 日本風力発電株式会社(子会社)
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力 最大180,000kW
事業実施想定区域	宮森保十和田市
関係地域	青森県十和田市
記念書	<p>公告：令和2年7月30日 地規：令和2年7月31日～8月31日 (地規場所：十和田市役所本館3階 政策財政課 十和田市西コミュニティセンター(旧十和田駅前校舎) 1階ロビー)</p> <p>審議会意見：令和2年10月23日 (〃 内会ばらち町会等(58名)) 知事答復：令和2年11月10日 (〃 内田はこらてす[47名])</p>
方法書	<p>公告：令和3年6月18日 地規：令和3年6月19日～7月19日 (地規場所) 十和田市役所本館3階 政策財政課 十和田市西コミュニティセンター(旧十和田駅前校舎) 1階ロビー</p> <p>(電子地規) 〓 事業部ホームページはこらてす 説明会の開催：令和3年7月6日 十和田市西コミュニティセンター 住民等意見の概要 審議会意見 知事答復</p> <p>(地規場所) 十和田市役所本館3階 政策財政課 十和田市西コミュニティセンター(旧十和田駅前校舎) 1階ロビー</p> <p>(電子地規) 〓 事業部ホームページはこらてす 説明会の開催：令和3年7月6日 十和田市西コミュニティセンター 住民等意見の概要 審議会意見 知事答復</p>
準備書	<p>公告： 地規 説明会の開催 住民等意見の概要 審議会意見 知事答復</p>
評価書	公告・地規
事後調査等報告書	<p>提出 公告・地規</p>

関連タグ

- 〓 〓
- 〓 〓

この記事についてのお問い合わせ

環境保主課 水・大気環境グループ
 電話 017-734-9242 FAX 017-734-8081

[お問い合わせ](#)
[このページを印刷する](#)

十和田市ホームページ掲載内容



青 黒 白 文字サイズ 標準 大きく Languages 行政マップ・アクセス 検索

くらし・手続き 教育・文化 健康・福祉 産業・しごと 観光・特産 市政情報

市政情報

- ▶ 市の紹介
- ▶ 公共施設
- ▶ 各種統計情報
- ▶ 行政・財政
- ▶ 計画・取り組み
- ▶ 市議会
- ▶ 条例等
- ▶ 行政マップ・アクセス
- ▶ 広報
- ▶ 職員採用
- ▶ その他

現在の位置: ホーム > 市政情報 > 行政・財政 > 行政・まちづくり > (仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業に係る環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、ご意見を募集しますのでお知らせします。

事業者名

十和田風力開発株式会社

対象事業の名称

(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業

縦覧について

縦覧対象: (仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業環境影響評価方法書及び関係書類

縦覧場所: 十和田市役所本館3階 政策財政課
十和田市西コミュニティセンター1階ロビー

日本風力開発株式会社のウェブページ からご覧いただけます。

縦覧期間: 令和3年6月18日(金) から令和3年7月19日(月)まで
意見募集期間: 令和3年6月18日(金) から令和3年6月2日(月)まで
(土曜日・日曜日・夜目を除く同庁時間)

その他: ご意見やご質問は、縦覧場所に設置の意見箱にて募集します。

お問い合わせ先

十和田風力開発株式会社(日本風力開発株式会社 東北支社)
担当: 小澤、牧山 (電話番号 0175-71-1617)

この記事への
お問い合わせ

政策企画係
電話: 0176-51-6710 ファクス: 0176-24-9616
メール: seisakuaissei@city.towada.lg.jp



十和田市役所 (法人番号2000020022063)
〒034-8615 十和田市西十二番町6-1
電話番号: 0176(23)5111 (代表)

この記事シェア



お 知 ら せ

「(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和3年6月18日(金)～令和3年7月19日(月)

各施設の開庁日及び時間に準ずる

2. 閲覧者受付簿の記入

環境影響評価方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますが備え付けの閲覧者受付簿にご記入ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) 惣辺奥瀬風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送ください。

○受付期間 令和3年6月18日(金)～令和3年8月2日(月)まで

(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前一番地六十 SOUWA ビル

十和田風力開発株式会社(日本風力開発株式会社 東北本社) 小澤、牧山宛

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

4. お問い合わせ先

十和田風力開発株式会社(日本風力開発株式会社 東北本社)

担当者名: 小澤、牧山

電話番号: 0175-71-1617

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://www.jwd.co.jp/info/soubeokuse/>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、コピー及び写真撮影はご遠慮願います。

以 上

